

災害復興建築物に係る建築確認検査申請手数料免除のお知らせ

東日本大震災で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

平成23年5月より実施してまいりました建築確認検査申請手数料の免除につきましては、平成31年4月より下記の通り継続いたします。

【対象】

- ・延べ床面積が500㎡以下の住宅について、建築確認・中間検査・完了検査の申請手数料
- ・被災（罹災）証明書（平成23年3月11日の東日本大震災が原因となるもの）の被害の程度が、半壊・大規模半壊・全壊のいずれかに該当すること（ただし石巻市については、大規模半壊・全壊のいずれかに該当すること）
- ・確認検査申請書の申請者と被災（罹災）証明書の氏名が同一であること

※主要用途が住宅であっても申請に係わる部分に住宅が含まれないものは除く

※工作物、建築設備は除く

※弊社構造審査が必要となるものは除く

【免除となる手数料】

- ・建築確認申請手数料の全額
 - ・中間検査・完了検査申請手数料のそれぞれ1／2の額
- ※検査に係る出張料金は免除対象となりません

【提出書類】

- ・官公署が発行する被災（罹災）証明書の写し
建築確認申請の場合 建築確認申請手数料免除申請書（弊社が定める様式）
中間・完了検査申請の場合 中間検査・完了検査申請手数料減額申請書（弊社が定める様式）

【実施期間】

2019年4月1日から2020年2月末日

問合せ先

指定確認検査機関
登録住宅性能評価機関 **株式会社仙台都市整備センター**

【本社】 仙台市青葉区木町通1-4-15 交通局庁舎7階
TEL 022-212-2633 FAX 022-224-5120

【仙南支店】 柴田郡大河原町字大巻4-5 ラグィッサンビルB
TEL/FAX 0224-86-5875

【石巻支店】 石巻市蛇田字南久林14-3 ユニバーサルI 203
TEL/FAX 0225-98-5336